

坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業の実施に関する協定書

坂祝町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、坂祝町高齢者等見守りネットワーク事業（以下「見守りネット」という。）を実施するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（対象者）

第1条 見守りネットの対象者は、町内の高齢者をはじめとする住民（以下「高齢者等」という。）とする。

（事業の内容）

第2条 乙は、町内で事業活動中に支援を必要としている高齢者等を発見したり、異変に気付いた場合に、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、状況に応じて、警察署又は消防署へ通報するなど必要な対応を行う。

2 甲は、乙から連絡があった場合には、高齢者等の状況の確認を行い、支援が必要な場合には、適切な対応をするものとする。

3 甲又は乙が必要と認めた場合に、見守りネットの状況等について確認及び協議する見守りネットワーク会議を開催する。

（活動の範囲）

第3条 見守りネットの活動範囲は、乙に所属する従業員等の身体に危険が及ばない範囲とし、前条第1項の連絡又は通報内容の適否等について、一切の責任を負わないものとする。

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、見守りネットを実施する上で必要な事項について、情報を交換するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙及びその従業員等は、見守りネットを実施する上で知り得た情報をこの事業以外に利用したり、他に漏らしてはならない。この事業から撤退した後も同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が書面をもって相手方に協定の終了を通知しない限り、その効力を存続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲と乙が協議し、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 加茂郡坂祝町取組46番地18

坂祝町長 伊藤 敬 宏

乙